

政 制 第 233 号  
令和6年3月27日

横浜市大都市自治研究会 座長 様

横浜市長 山中 竹春

特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について（諮問）

本市では、新たな大都市制度「特別市」の基本的考え方を「横浜特別市大綱」で定めています。

政令指定都市に代わる、横浜にふさわしい都市の形を市民自ら選択できるようにするためにも、特別市への移行を可能とするよう法整備がされることが不可欠です。

そこで、国における特別市の法制化議論を喚起し、早期法制化の実現を促進するため、法制化に向けた諸課題と対応方策、及び特別市のより詳細な制度設計等について、専門的知見に基づく調査審議をお願い申し上げます。

担当：政策局大都市制度推進本部室制度企画課  
電話：045-671-2952  
FAX：045-663-6561